

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農業経営課

| | | | | | | | |
|------|---|-------|------|-------|-----------------|-------|-------------------------|
| 法令名 | 農業経営基盤強化促進法 | | | 法令番号 | 昭和 55 年法律第 65 号 | | |
| 手続名 | 農業経営改善計画の認定 | | | 根拠条項 | 第 12 条第 5 項 | | |
| 審査基準 | <p>○農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）</p> <p>第十二条</p> <p>5 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> | | | | | | |
| | 受付機関 | 農業経営課 | 処理機関 | 農業経営課 | 交付機関 | 農業経営課 | 標準処理期間 30 日 標準経由期間 日 |